

利息分割支払定期預金

平成25年1月1日現在

商品名	・利息分割支払定期預金
販売対象	・個人の方（個人事業主の方を含む）
期 間	・1年、2年、3年、4年、5年 ・申込時の申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 … 100円以上300万円未満、300万円以上 ・大口定期 … 1000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入時に、利払周期を次の中から選択していただきます。 利払周期…1か月、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月 ・分割支払利息は、期間内利息を利払周期毎に均等分割を行い、指定口座へ入金します。 ・分割利息は、利払周期に対する経過利息を単利月割計算にて算出し、端数については満期日に支払います。 分割支払利息＝付利元金×約定利率×利払周期÷12 最終支払利息＝期間内利息－（分割支払利息×利払済回数）
税 金	利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます）
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、すでに受け取られた利息が期限前解約利率により計算した利息を上回る場合には、その差額を清算します。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-22-7930）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）